



‘ユニヴェルシオール’ 高層階撤去裁判

不当判決！

23日午後1時10分 東京地方裁判所 709法廷
景観利益認めるも撤去を認めず！

控訴審勝利に向け「住民集会」

判決主文

- 1 原告らの請求を棄却する。
- 2 訴訟費用（参加により生じた費用を含む。）は原告らの負担とする。

玉川学園地域の住民101人によって05年4月に提訴されたユニヴェルシオール訴訟は、23日（火）東京地裁にて、景観利益侵害の違法性を認めない不当な判決が言い渡され、傍聴席をうめつくす原告ならびに支援者にはつよい不満の表情が広がりました。今回の判決は、長谷工、ナイス、東武鉄道らによる都市計画法違反や建築基準法違反等の法令違反を看過し、多数の住民の願いを踏みにじるものとなりました。

一方、判決は、結論的には「総合すると、原告ら主張の景観利益を被告らが違法に侵害したとまでいうことはできない」としながらも、「本件土地周辺の景観は、良好な風景として、豊かな生活環境を構成するものであって、少なくとも原告を含むこの景観に近接する地域内の居住者は、上記景観の恵沢を日常的に享受しており、上記景観について景観利益を有するものというべきである」として、住民に景観利益を認め、「本件地域に居住する住民らが、その環境を維持するために多大の努力をしてきたこと、その努力の結果として本件地域の良好な環境が維持されてきたことは尊重されるべきことでもある」と述べ、私たちのたたかひの正当性をしめすものとなりました。「正義と道理は私たちの側にある！」——そう確信させるものです。なお、原告らの負担とされた訴訟費用は既に裁判所に支払い済みの印紙代であって、原告らに追加の支払いを求めるものではありません。

当日、午後2時から、東京地裁記者会見室にて、判決の不当性と控訴に向けた決意を示す記者会見が開かれました。

すでに事前アンケートでは多くの原告が控訴審への参加を表明しており、今回の判決を受け、裁判結果の内容を広く共有し、控訴での勝利にむけて結束を強化すべく、来る10月28日に、住民集会を開催します。ひとりでも多くの方が集会に参加されますようお願い申し上げます。

原告団長より

地域みなさんと共に、101人の原告団と強力な弁護団が進めてきたこの裁判、結果は残念でなりません。現実に今、地域が抱えている問題を思えば、前例にとらわれて真理に目を向けようとせず、不当な判決を出した裁判所にたいして強い憤りを感じます。今後はいっそう地域みなさんと心をつなげて、「住みよいまちづくりは自分たちの手で！」の気持ちで、控訴審勝利にむけて取り組んでいきたいと思っております。引き続き、ご支援をよろしくお願いいたします。(E)

住民集会 ‘結果報告と勝利にむけて’ 28日（日）午後2：30～ こすもす会館